

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液の県外譲渡取扱規程

平成27年12月18日付第201500136462号

平成28年3月11日付第201500180627号

令和2年6月23日付第202000071101号

鳥取県農林水産部長通知

前文

鳥取県は、鳥取県和牛改良方針（平成16年1月9日付畜第865号農林水産部長通知）に基づき、県内の畜産農家と関係団体の協力を得ながら、挙県一致の体制で鳥取県有種雄牛造成に取り組んでいる。そのため鳥取県有種雄牛から製造された人工授精用の凍結精液（以下「精液」という。）は県内肉用牛振興のために活用されることが最優先である。

他方で、和牛は日本固有の遺伝資源として、各県各地域が協力して守ってきたものであり、同時に互いの和牛遺伝子を利用することで、それぞれの地域の改良を進めてきたという経緯もある。このため県外の和牛改良に真摯に取り組む指導者・団体が地域の和牛改良に精液を活用する場合、譲渡して協力することにより日本全体の和牛改良に役立て、あわせて本県の和牛改良を一層すすめることにつなげるものとする。

（目的）

第1条 この規程は、精液を県外へ譲渡する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、譲渡とは精液を県外へ譲渡する場合のことをいう。但し、次の各号に掲げる場合を除く。

- （1） 本県の種雄牛造成に必要な他県の種雄牛精液と交換するため精液を譲渡する場合。
- （2） 種雄牛造成を行う全国の都道府県が参加する肉用牛広域後代検定において、共同利用種雄牛に選定された県有種雄牛の精液を譲渡する場合。
- （3） 一般社団法人家畜改良事業団（以下「事業団」という。）と共同で実施した種雄牛造成協力事業により造成した県有種雄牛の精液について、事業団から依頼を受けて譲渡する場合。

（譲渡先）

第3条 譲渡する相手は、和牛の改良を目的とする公的機関、団体（農業協同組合、和牛改良組合、和牛育種組合、家畜人工授精師協会）及びその他鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課長（以下「畜産課長」という。）が適当と認める者とする。

（譲渡価格）

第4条 譲渡価格は、「農林水産関係教育試験研究機関等における生産品事務取扱要領」（平成19年3月30日第200600207770号部内各課長、各地方機関の長あて農

林水産部長通知) 第5条の規定及び「鳥取県畜産試験場生産品受払価格規程」に基づき、鳥取県畜産試験場長(以下「畜産試験場長」という。)が畜産課長と協議して定める。

(譲渡申請)

第5条 精液の譲渡を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、精液譲渡申請書(別記様式第1号)を鳥取県畜産試験場長に提出しなければならない。

(譲渡申請にかかる審議)

第6条 前条により畜産試験場長に提出された申請について、次に掲げる事項を鳥取県和牛振興戦略会議(以下「戦略会議」という。)で審議する。ただし、戦略会議で認められた精液に限り、戦略会議での審議を省略することができる。

(1) 譲渡数量

(2) 譲渡先

(3) その他畜産課長が必要と認める事項

(譲渡の決定)

第7条 畜産課長は、戦略会議での審議結果を踏まえ譲渡の可否及び内容を決定する。なお、畜産課長は、戦略会議の審議結果にかかわらず精液の生産状況等を勘案し、県内の精液需給に支障をきたすと判断した場合は、譲渡数量を制限することができる。

(申請者への通知)

第8条 畜産試験場長は、前条により決定された結果を別記様式第2号により当該申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、鳥取県と鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約を締結しなければ、精液の譲渡を受けることができない。

(その他)

第10条 この規程で定めることのほか精液の譲渡について必要な事項は、畜産課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。

別記様式第1号

精液譲渡申請書

年 月 日

鳥取県畜産試験場長 様

申請者 郵便番号
住 所
団体名
代表者 印
担当者
連絡先 TEL FAX E-mail

県有種雄牛凍結精液の県外譲渡に関する取扱規程第5条の規定に基づき、精液譲渡について下記のとおり申請します。

なお、譲渡を受けた場合には下記の遵守事項を守り、適正に当該精液を管理することを約束します。

記

1 種雄牛名・数量

2 利用目的

(精液をどのように活用していくのかを詳細に記載してください)

3 添付資料

- ・組織の規約等
- ・組織の構成員(住所、氏名)の和牛繁殖雌牛飼養頭数

【遵守事項】

- 1 凍結精液を組織の構成員以外に転売しない。
- 2 凍結精液の保管状況を的確に把握し、使用状況を報告する。

別記様式第2号

精液譲渡決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

鳥取県畜産試験場長

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった精液譲渡申請については、下記のとおり決定したので、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液の県外譲渡取扱規程第8条の規定により通知します。

なお、精液の譲渡にあたっては、規程第9条の規定による契約の締結が必要です。

記

種雄牛名	譲渡の可否	凍結精液1本あたりの価格(円・税抜)	数量(本)	備考

※凍結精液1本あたりの価格には、別途手数料がかかります